

# 生産緑地法の改正について

## 1. 生産緑地の役割

都市農地は、都市に残された貴重な緑の資源で、市民農園などのコミュニティ機能のほか、雨水貯留などの防災機能など様々な機能があります。

その都市農地を保全する目的として生産緑地法があり、生産緑地として指定することで、所有者には税制上の特例措置が与えられます。

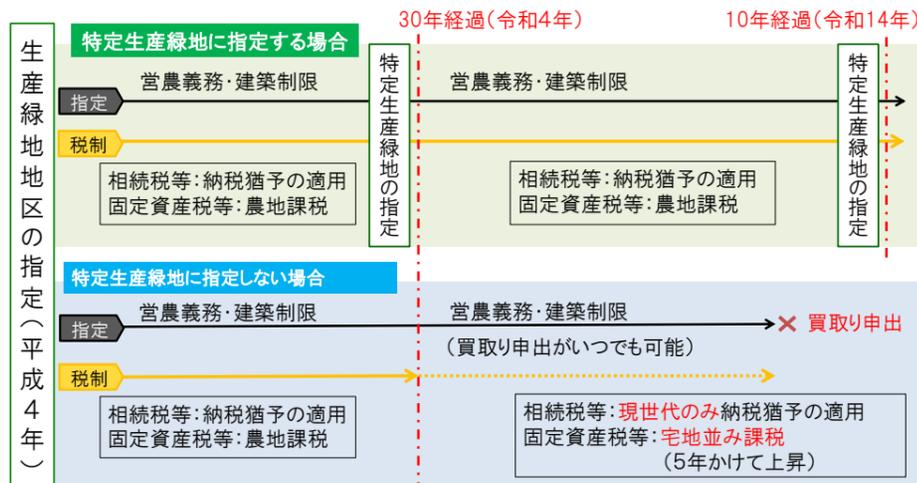
## 2. 生産緑地法の改正

平成28年度に国の都市農業振興基本計画により、都市農地は「都市にあるべきもの」となり、関連して都市緑地法も改正され農地を緑地とすることが位置づけられました。

そうしたなか、令和4年12月4日以降では当初指定した生産緑地が、一斉に30年を迎え指定解除となることから生産緑地を含めた「緑地」の急激な減少を防止する目的で、平成29年度に生産緑地法が一部改正され、下記の2点が新たに追加されました。

### (1) 特定生産緑地制度の創設

当初指定の告示日から30年経過する生産緑地については、本制度により特定生産緑地に指定されることで買取り申出期日を10年間延期することができます。指定された生産緑地は、税制上の特例措置が10年間継続します。

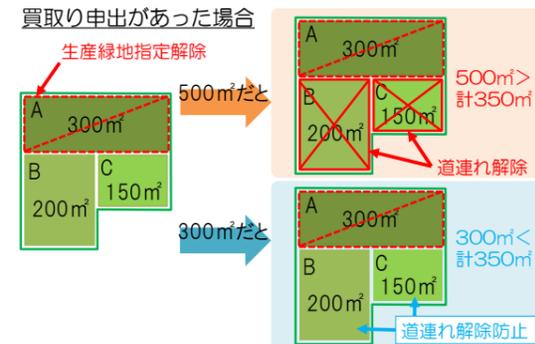


【図 特定生産緑地の流れ】

### (2) 区域の規模に関する条件（面積要件の引下げ）

生産緑地法に定める指定面積については、市町村の土地利用等の状況を勘案したうえで条例により面積要件を500㎡から300㎡まで引下げることが可能となりました。

面積要件を引下げることで、近年減少傾向にある都市農地の保全にも寄与すると考えられます。また、他の生産緑地の解除により面積要件を満たさなくなる道連れ解除を防止する効果があります。



【図 道連れ解除の事例】

	面積 (ha)	内訳	
		筆数	その割合
0～300㎡	2.27	129	31%
300～500㎡	3.75	95	23%
500㎡～	18.16	196	46%
道路・水路等	0.15	-	-
合計	24.33	420	-

【表 当市の指定面積規模における生産緑地】

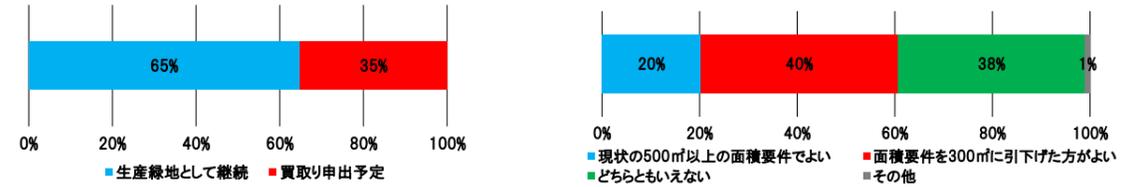
## 3. 令和元年度の取り組み

### (1) 生産緑地に関するアンケート調査（令和元年6月）

今後の生産緑地の活用や面積要件の引下げについて、市街化区域内農地の所有者を対象にアンケート調査として意向把握を行いました。

回答の結果、30年経過後の生産緑地の活用については、約65%で生産緑地としての継続意向がある結果となりました。

また、面積要件の引下げについては、現状の500㎡よりも300㎡に引下げを望む回答が多い結果となりました。



【図 30年経過後の活用について】

【図 面積要件の引下げについて】

※令和元年6月に市街化区域内農地所有の483世帯を対象にアンケートを送付（回収数205世帯、回収率42.4%）

### (2) 生産緑地に関する説明会（令和元年11月）

生産緑地法の概要や改正内容について、市街化区域内農地の所有者を対象に説明会を開催しました。全体の参加数は178人、生産緑地を所有する方々の参加数は112人でした。

なお、参加者から買取り申出制度、特定生産緑地制度、税制度などについて計35個の質問がありました。

生産緑地の所有	参加人数	送付数	参加率
所有者	112	177	63%
非所有者	66	308	21%
全体	178	485	37%

【表 説明会への参加率】

## 4. 今後の流れ

都市農地を一定量確保するためにも、面積要件を300㎡まで引下げの方針とし、令和4年12月4日の申出基準日までの特定生産緑地の指定に向けて、下図の予定で事務手続きを進めます。

